

2026 年 8 月 31 日
なないろ生命保険株式会社

下肢関節症の給付金請求のお手続きについて

当社では、契約日が 2026 年 5 月 1 日以降の「医療保険（無解約返戻金型）（2022）」のご契約における、契約日から 2 年以内の下肢関節症（※）に対する給付金請求のお手続きについて、2026 年 10 月 2 日以降に当社へご請求のお申し出をいただいたものから、医療機関発行の当社所定診断書をご提出いただくお取扱いといたします。

※下肢関節症：股関節・膝関節・足関節それぞれにおける関節症・関節炎・関節痛 等

これまでは、当社所定診断書に代わる医療機関発行の領収書・診療明細書等によるご請求をご案内しておりましたが、治療状況を詳細にご確認させていただくために、医療機関発行の当社所定診断書をご提出いただくお取扱いに変更することといたします。

なお、ご提出書類の内容によっては、ご入院時の状況について、医療機関等へ事実確認をさせていただく場合がございます。

以上